

神奈川県弁護士会所属・鈴木健会員に関する情報提供（Q & A） （懲戒処分後）

Q 1 基本情報

Q 1 対象会員の基本情報を教えてください。

A 1 以下のとおりです。

- ・会員名：鈴木健（すずきけん）（以下、「鈴木弁護士」と言います）
- ・登録番号：25621
- ・事務所名称：鈴木健法律事務所
- ・事務所所在地：〒231-0062

神奈川県横浜市中区桜木町2-2

港陽ビルTHE HUB横浜桜木町322

電話：045-550-5892

FAX：045-516-6038

Q 2 懲戒手続について

Q 2-1 鈴木弁護士が受けた懲戒処分は何ですか？

A 2-1 神奈川県弁護士会懲戒委員会において審査した結果、業務停止1年という処分となりました。

Q 2-2 業務停止処分というのは具体的に何をしてはいけないのですか？

A 2-2 鈴木弁護士は業務停止期間中（1年間）、一切の法律事務を扱えません。依頼していた案件は他の弁護士に引継ぐ必要があります。

Q 2-3 業務停止処分はいつから効力を発生するのですか？

A 2-3 弁護士会が鈴木弁護士に言渡をした令和7年10月29日より効力を発生しています。したがって、令和7年10月29日から、令和8年10月28日まで、鈴木弁護士は事件等の一切の法律事務を扱うことが出来ません。

Q 2-4 業務停止処分について日弁連に異議申立が出来ると聞いたのですが、それでも業務停止処分の効力は止まらないのですか？

A 2-4 はい、そうです。業務停止処分はA 2-3で述べたように、告知をしたときから効力が発生しており、異議申立をしてもその効力は変わりません。

Q 3 臨時相談窓口

Q 3-1 臨時相談窓口を設置した経緯や目的を教えてください。

A 3-1 当会は、令和7年10月29日に鈴木弁護士に対し、業務停止1年の懲戒処分を告知しました。

懲戒処分の理由の要旨は次の通りです。すなわち、鈴木弁護士の事務所は、弁護士1名のみが所属する法律事務所であったところ、投資詐欺等の案件を中心にネット広告による集客を行い、共同受任先の事務職員とされる者らに自己の職務を担当させ、同種案件の多数の相談・受任を継続する中で、①ホームページにおいて受任前に返金見込額の提示（実際に広告通りに各相談者に提示されていた事実が確認できないもの）を受けた上で弁護士費用以上の被害金返金を得られる可能性が高いものと誤認のおそれのある広告表示等を行ったこと、②受任するにあたりほとんど依頼者と面談せず、弁護士が行うべき事情聴取、事案の見通し、事件処理内容、弁護士報酬等の説明の大部分を事務職員らに行わせたこと、③事務職員らに重要な法律業務を行わせ、弁護士が適切な指導監督を行わなかったこと、④着手金の受領に用いていた預り口座の出金取引を行う権限を事務職員らに付与し、入金された着手金の大部分を事務職員らが自由に実態不明の第三者の口座に送金することを容認したこと等が挙げられます。

なお、より詳しい内容は、当会ホームページに掲載されている「当会会員に対する懲戒処分について」をご覧ください。

当会では、ホームページ及び記者会見による公表の他、依頼者の方々の不安を少しでも和らげるため、臨時相談窓口を設置いたしました。

Q 3-2 臨時相談窓口にはどのような方が電話をすることを想定していますか。

Q 3-2 A 3-1で申し上げたとおり、依頼者の方々の不安にお答えすることを目的としています。したがって、臨時相談窓口は依頼者の方々を対象としており、依頼者ではない方々のお電話はご遠慮いただいております。

Q 3-3 鈴木弁護士に連絡することは可能ですか？

A 3-3 A 2-2 で述べたとおり、今回、鈴木弁護士は受任していた事件を全て辞任することとなります。そして、依頼者には辞任の連絡、必要に応じて事件記録の返還や金銭の清算を行うこととなります。業務停止中の弁護士は、法律事務（事件処理や法律相談など）を行うことは一切できませんが、着手金・預り金の返還や資料の返還といった「依頼者の財産を返すための行為」については、業務にあたらないため連絡しても差し支えありません。

ただし、注意点があります。

- ・ 返還のやり取りの中で再び鈴木弁護士が法律相談を受けたり、同弁護士に対して新しい依頼をすることはできません。
- ・ 返還に応じない、連絡がつかないなどの場合は、当会の弁護士会の市民相談窓口等にご連絡ください。

Q 4 現在依頼されている事件について

Q 4-1 鈴木弁護士に事件を依頼しているが、鈴木弁護士が業務停止1年の懲戒処分を受けたことにより、自分の依頼事件はどうなりますか？

A 4-1 業務停止処分を受けた弁護士は、処分期間中は一切の弁護士業務を行うことができません。したがって、あなたが依頼していた事件についても、鈴木弁護士は今後取り扱うことができなくなります（弁護士への依頼が必要な方は、今後、新たな弁護士に依頼し直す必要があります）。

Q 4-2 鈴木弁護士が事件を受けられないということですが、今後の事件処理はどうすればよいのでしょうか。

A 4-2 事件の進捗状況によって異なりますが基本的に証拠等を踏まえて方針を決めていく必要があります。専門的な判断が必要になることが多いと思われるので、別途、弁護士等と直接面談をして法律相談をすることをお勧めします。なお、事案によっては回収が難しい場合もあるため、その点を含めて、相談された弁護士等とよくご検討いただければと存じます。

弁護士に相談する際には、お住まいの地域の弁護士会の法律相談センター、自治体相談、法テラスその他の弁護士が直接面談を行う相談場所等にお問い合わせいただくことをご検討ください（詳しくはQ 5をご参照ください）。

い)。

Q 4 - 3 弁護士会の方で引継の弁護士は探してもらえないのですか？

A 4 - 3 当会が直接「次の担当弁護士を決めてご紹介する」ことはしていません。

上述したように、お住まいの地域の弁護士会の法律相談センター、自治体相談、法テラスその他の弁護士が直接面談を行う相談場所等にお問い合わせいただくことをご検討ください

Q 4 - 4 鈴木弁護士との業務が終了となるのであれば支払った着手金は返して欲しいと思います。

A 4 - 4 業務の終了引継ぎにあたっては、費用の精算についてどうすればよいか、という点が問題となりますが、これらの点は、契約書の解釈などが問題となります。

この点について鈴木弁護士と電話で預り金の返還などの話をする事は許されます（もっとも、先ほど述べたように、この返還のやり取りに関して、再び鈴木弁護士の法律相談を受けたり、同弁護士に対して新たな依頼をすることはできません）。

鈴木弁護士が返還に応じない、同弁護士と連絡がつかないという場合には、神奈川県弁護士会の市民窓口にご相談するか、お住まいの地域の弁護士会の法律相談センター、自治体相談、法テラスその他の弁護士が直接面談を行う相談場所等にお問い合わせいただくことをご検討ください

また、弁護士会が用意している制度としては、弁護士と依頼者との間のトラブルを話し合いで解決するための「紛議調停」があります。もっとも、当会にご出頭いただくことが原則であることにもご留意ください。

Q 4 - 5 紛議調停についてもっと詳しく教えてください。

A 4 - 5 弁護士の業務に関する各種紛争について、神奈川県弁護士会の紛議調停委員会の委員の立会いのもと、話し合いにより解決を目指す任意の調停手続です。あくまでも任意の手続であり、双方の主張の調整を尽くした結果、合意の見込みがないと判断されるときは、手続を打ち切らざるを得ないこととなります。また、申立を受けた対象弁護士に期日への出頭を強制まですることはできず、調停成立により作成された和解事項にも強制力までではないので、ご留意ください。紛議調停を申し立てるには、必要書類を揃え、神奈川県弁護士会に提出していただく必要があります。また、調停期日には、原則として申立人又はその代理人が神奈川県弁護士会に出頭して頂く必要があります。

ます。

必要であれば紛議調停の申立書のひな型をお送りします。

なお、神奈川県弁護士会のホームページの「ホーム」→「よくある質問」→「弁護士について」という箇所にも紛議調停等に関する説明があります。

[弁護士について | 神奈川県弁護士会 \(kanaben.or.jp\)](http://kanaben.or.jp)

Q 4—6 鈴木弁護士に、預けた資料もあります。それらについては、返してもらえるのでしょうか？

A 4—6 依頼者の資料は、法的には当然、返還すべきものです。これに関して、鈴木弁護士と話をすることは出来ますが、鈴木弁護士が記録の返還をしてくれない場合や連絡がとれない場合には、神奈川県弁護士会の市民窓口にご相談をするか、お住まいの地域の弁護士会の法律相談センター、自治体相談、法テラスその他の弁護士が直接面談を行う相談場所等にお問い合わせいただくことをご検討ください。

Q 4—7 鈴木弁護士に依頼した事件について、進捗がどうなっているのか確認したいのですが・・・

A 4—7 業務停止となった弁護士は、処分期間中は事件の処理や報告といった**弁護士業務を一切行うことができません**。そのため、依頼していた事件の進捗について、その弁護士から説明を受けることはできません。
もともと、依頼者の方が事情を把握する必要はあると思いますので、その場合には事件記録の返還などを求めて下さい。

Q 4—8 口座凍結した後の分配を受けるための手続を自分で行いたい。

A 4—8 凍結口座の各銀行（振り込め詐欺救済法に基づく被害回復分配金支払申請の担当窓口）にお問い合わせ、ご自身にて可能な手続についてご確認ください。

支払手続に進む事案については、被害回復分配金支払申請期間内にご自身で事務的な申請を行うことにより分配金支払を受けることができる場合があります。

また、預金保険機構のホームページ（以下の振り込め詐欺救済法に基づく公告ページ）で、凍結口座の口座番号などを入力して検索すると、公告された口座の状況が分かる場合もありますので、併せてご確認ください。

Q 5 他の相談窓口等

Q 5-1 弁護士会の方で、別の弁護士の紹介や窓口の案内をしてもらえませんか。

A 5-1 弁護士の紹介はこちらから直接はできませんが、お近くの弁護士会の設置する各地の法律相談窓口のご案内としては、ひまわりお悩み110番 (TEL 0 5 7 0 - 7 8 3 - 1 1 0) という電話を日弁連が用意しています。

日本弁護士連合会：ひまわりお悩み110番 (nichibenren.or.jp)

お電話いただいた地域に近い弁護士会の法律相談センターにつながります。原則有料相談の場合が多く、受任してもらえるかどうか、相談を受けた弁護士次第となります。

消費者被害の専門相談があるかどうかや詳細な対応状況は地域により異なるため、直接繋がった相談センターにお問い合わせください。

Q 5-2 費用をかけずに一般的な無料相談を受けたい場合はどうしたらよいですか。

A 5-2 お近くの自治体の役所等で弁護士等による無料法律相談等を行っていないか直接お問い合わせください。

また、地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口へのお問い合わせもご検討下さい。消費生活センター等では、弁護士ではなく消費生活に関する専門知識のある相談員が対応されることが一般的ですが、代理人のような活動を必要とする場合は、別途の方法で弁護士の依頼をご検討いただく必要があります。

経済的にお困りの方を対象に無料法律相談等を実施する法テラス (TEL 0 5 7 0 - 0 7 8 - 3 7 4) のお近くの事務所等での相談が可能かどうかもお検討下さい。

Q 5-3 インターネット等で自分で別の弁護士を探そうと思います。その場合の注意点がありますか。

A 5-3 インターネットで詐欺被害に強い弁護士という形で探すだけでは、高額の手取金を求められるような二次被害に繋がってしまうリスクもあるので十分ご注意ください。詳しくは以下のサイトをご確認ください。

ロマンス詐欺・投資詐欺被害等のご依頼による二次被害にご注意下さい
 | 神奈川県弁護士会 (kanaben.or.jp)

Q 5 - 4 近くの相談窓口では詐欺被害には詳しくないと言われたのですが、詐欺被害等に詳しい別の弁護士を探すにはどうしたら良いですか。

A 5 - 4 こちらで個別の紹介等は出来ませんが、弁護士会の設置する団体以外でもよろしければ、お住まいの地域等によって、弁護士による任意団体（悪質業者対応の活動をしている弁護団等）の相談窓口のホームページをご案内できる場合もありますので、ご希望の場合は特設電話にてお申し出ください。

Q 5 - 5 弁護士による任意団体（弁護団等）に相談や依頼をする場合の注意事項を教えてください。

A 5 - 5 原則として弁護士と直接面談をしていただく必要がありますが、お住まいの地域の当該任意団体の窓口の弁護士がどのような対応が可能であるかは、当会の方で直接把握できていないため、あくまでご自身の責任でお問い合わせいただき、取扱いが可能かどうかなどを一からご確認いただく必要があります。

また、本件のような投資詐欺被害については結局、対応や回収が難しいと言われる可能性もあり、ご案内先で相談料、交通費等の費用のご負担のみが生じる結果になる場合もあります。

当会以外に所属する弁護士との間で受任前後にわたり何か問題が生じた場合に、当会の方でトラブルのご相談対応等を行うことは難しいということも含め、予めご理解下さい。

以上